

滋 障 福 第 2 0 5 9 号
令和 7 年 (2025 年) 10 月 17 日

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度における健康福祉サービス自己評価の実施について

本県では、「本県における健康福祉サービス評価システムの推進について（サービス評価基準および評価制度検討委員会報告書）」により、県内の全ての施設・事業所において、毎年度、健康福祉サービスの自己評価を実施されるよう推進しているところです。また、福祉サービスの自己評価は事業所の指定等の基準上、実施することとされています。福祉サービスの質の向上を図り、利用者に適切なサービス情報を提供するというサービス評価の趣旨を御理解いただき、自己評価を実施願います。

報告方法（全サービス対象）

- ・しがネット受付サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25ec00040102>

※全サービス対象です。必ず期限までに報告ください。

※上記 URL からアクセスしていただき、「ログインして申請に進む」または「メールを認証して申請に進む」を選択し、自己評価実施状況について報告を行ってください。

（「ログインして申請に進む」については LINE アカウントまたは Google アカウントによりログインできます。「メールを認証して申請に進む」の場合は、メールアドレスを入力し返信メールに記載される URL から入力画面に進んでください。）

提出方法（障害児通所支援事業所のみ対象）

- ・郵送（下記、提出期日に必着）

提出先：滋賀県障害福祉課（滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号）

※障害児通所支援事業所のみ県への郵送が必須です。しがネット受付サービスでの報告と合わせ、必ず郵送での提出もお願いします。

※障害児通所支援事業所とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援を指す。

報告および提出期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

※令和 7 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業所につきましては、今年度は報告および提出は不要です（次年度から必須）。

留意事項

【障害児通所支援事業所にかかる自己評価結果等未公表減算について】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援については、自己評価結果等の公表について、期限までに県に公表方法の報告（しがネット受付サービスで報告）および公表内容の報告（県障害福祉課へ自己評価結果等書類の提出）がされていない場合は、指定通所基準第 26 条第 5 項（第 54 条の 5 および第 54 条の 9 において準用する場合も含む）および第 71 条、第 71 条の 2 または第 71 条の 6 において準用する第 26 条第 5 項に規定する基準に適合していないものとして、令和 8 年 4 月 1 日より、当該状態が解消されるに至った月まで、障害児通所給付費に減算を適用します（所定単位数の 15% 減算）。

対象事業所には、本県から別途障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出による減算の適用を指示します。（別添フロー図参照）

※令和 7 年 4 月 1 日以降に指定を受けた児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所（基準該当、共生型含む）については、減算の適否を令和 9 年 3 月の報告時に判断するため、今年度は報告および提出不要です。

ただし、基準上、概ね 1 年に 1 回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、指定後 1 年を目途に自己評価の実施、結果の公表を行ってください。

※自己評価の実施、公表と減算の適否は年度ごとの報告により管理します。

【評価基準について】

評価基準については、

- ・ 障害福祉サービス共通評価基準①〔障害者／施設、グループホーム〕

〔 障害者支援施設、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、
共同生活援助、障害児入所施設 〕

- ・ 障害福祉サービス共通評価基準②〔障害者／在宅〕

〔 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 〕

- ・ 放課後等デイサービス自己評価表
- ・ 児童発達支援自己評価表
- ・ 保育所等訪問支援自己評価表

の 5 種類を主に用いて自己評価を実施していただくようお願いいたします。

なお、放課後等デイサービス自己評価表、児童発達支援自己評価表および保育所等訪問支援自己評価表は、放課後等デイサービスガイドライン、児童発達支援ガイドラインおよび保育所等訪問支援ガイドラインの別添と同内容です。

(別記) サービス等自己評価の実施手順等について

1. サービス等自己評価の実施等

(1) サービス等自己評価の実施

別添「自己評価実施ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「児童発達支援ガイドライン」または「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしながら、「(分野別) 障害福祉サービス共通評価基準」「児童発達支援自己評価表」、「放課後等デイサービス自己評価表」または「保育所等訪問支援自己評価表」により自己評価を実施してください。

(2) サービス等自己評価の報告

大津市所在以外の事業所はしがネット受付サービスにて県障害福祉課へ報告してください。また、障害児通所支援事業所につきましては、しがネット受付サービスでの報告と合わせ、**提出資料一覧**を確認いただき、提出書類を必ず県障害福祉課に**郵送**にて提出してください。

(3) サービス等自己評価集計結果の公表

各事業所からの報告を**集計した結果**については、県ホームページで公表を行います。あらかじめ御了承ください。

2. サービス等自己評価結果の公表

自己評価結果(※)および改善内容を、インターネットその他の方法により広く公表してください。

※障害児通所支援事業所は、事業所における自己評価結果および保護者からの事業所評価結果を公表する必要があります。

3. 健康福祉サービス評価のホームページについて

健康福祉サービス評価システムのホームページを開設しています。過年度の自己評価結果をはじめ、評価基準・ガイドラインについても掲載しています。評価基準のダウンロードもできますので御利用ください。

U R L : <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/14990.html>

4. 問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 事業所指導・人材確保係 呉屋

TEL : 077-528-3544

FAX : 077-528-4853

Mail : ec0007@pref.shiga.lg.jp

参考：自己評価実施の根拠

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第 22 条第 3 項 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第 24 条第 2 項 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 57 条第 3 項 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型は準用規定】

第 121 条第 3 項 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 133 条第 3 項 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 210 条の 5 第 4 項 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（３）児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第 20 条第 3 項 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【医療型障害児入所施設に準用】

（４）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 3 項 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援に準用】

（５）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 4 項 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】

- 一 当該指定児童発達事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(6) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 5 項 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】